

公立大学法人敦賀市立看護大学教員定年の特例を定める規程

平成27年2月10日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第2号

(平成30年3月31日までに教授の職で採用される教員の特例)

第1条 公立大学法人敦賀市立看護大学就業規則（平成26年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第7号。以下「就業規則」という。）第21条第1項の規定にかかわらず、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に法人に教授の職で採用された教員のうち、同期間の末日において65歳に達しており、かつ、就業規則附則第2項の適用を受けない者の定年は、満70歳とする。

(平成30年4月1日以降に教授の職で在職する教員の特例)

第2条 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に定年により退職することとなる教員のうち、定年退職すべき日において教授の職にある者が、退職することにより、その職務の特殊性又はその職務の遂行上の特別の事情からみて敦賀市立看護大学の校務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、理事長は、その教員に係る定年退職日の翌日から起算して5年を超えない範囲内で期限を定め、その教員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

2 前項の期限は、その教員に係る定年退職日（前項の規定により延長される前のものをいう。）の翌日から起算して5年を超えない範囲内で延長することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第2条の規定は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。